

議案第27号

阿見町下水道条例の一部改正について

阿見町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町下水道条例の一部を改正する条例

阿見町下水道条例(昭和58年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

阿見町下水道条例新旧対照表

現行	改正後	備考
第10条 使用者は、法第12条の11第1項の規定に基づき、次の各号に定める水質の基準に適合しない下水（水洗便所の汚水及び法第12条の2第1項又は同条第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値 2・3 (略)	第10条 使用者は、法第12条の11第1項の規定に基づき、次の各号に定める水質の基準に適合しない下水（水洗便所の汚水及び法第12条の2第1項又は同条第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値 2・3 (略)	

議案第27号 説明資料

【条例改正の概要】

下水道法施行令：（1）公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を見直し簡便な大腸菌の培養技術の確立により令和4年4月1日に生活環境項目環境基準の大腸菌群数が大腸菌数に改められたことを踏まえ、排水基準の指標についても大腸菌群数（基準値：3,000個以下／立方センチメートル）から大腸菌数（基準値：800CFU以下／ミリリットル）へ見直すことが予定されていることに伴い、公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が大腸菌数に係る基準に改正されます。

このことに伴い、阿見町下水道条例の文言について、改正するものであります。